

介護補償

団体総合生活保険・介護補償(団体介護保険)
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

自動更新

中途加入可

介護医療保険料控除対象

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることが出来ます。

保険期間:2021年8月1日午後4時
~2022年8月1日午後4時まで
保険料の給与引去開始月:10月(12回払)

1 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合等で保険金支払い

上記の場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。
*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、別冊P2からの「補償の概要等」をご確認ください。

2 従業員本人のほか、従業員の親や家族の加入も可能

【保険の対象となる方(被保険者)ご本人】として加入できる方は、いすゞ自動車株式会社および所定の系列会社の役員・従業員と、その配偶者、子供、両親、兄弟および役員・従業員と同居の親族ならびに使用人となります。ご家族の加入時は、従業員の方がご家族の告知を代理で行うことができます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親 族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)



保険の対象となる方(被保険者)について

保険の対象となる方(被保険者)は、団体契約の始期日時時点の年齢が満5歳以上満84歳以下で、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

保険金額・保険料表

【保険期間:1年間、団体割引25% 損害率による割引30%】

補償の型		独自基準追加型(要介護2) 公的介護保険制度の「要介護2」以上 + 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)		
タイプ名		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
介護補償保険金額		保険金額 100万円	保険金額 200万円	保険金額 300万円
保険料(月払)	5~9歳	10円	10円	10円
	10~14歳	10円	10円	10円
	15~19歳	10円	10円	10円
	20~24歳	10円	10円	10円
	25~29歳	10円	10円	10円
	30~34歳	10円	10円	10円
	35~39歳	10円	10円	10円
	40~44歳	10円	20円	30円
	45~49歳	20円	40円	60円
	50~54歳	40円	80円	120円
	55~59歳	80円	160円	240円
	60~64歳	170円	340円	500円
65~69歳	350円	700円	1,050円	
70~74歳	730円	1,470円	2,200円	
75~79歳	1,600円	3,210円	4,810円	
80~84歳	3,700円	7,390円	11,090円	

※ご加入口数は1口のみです。

- 上記の年齢は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人の年齢になります。
- 保険料は保険期間開始(2021年8月1日)時点の満年齢によります。
- 過去の傷病歴や現在の健康状態・年齢等により、ご加入をお断りすることがあります。
- 退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、契約概要・注意喚起情報等別冊P2からの「補償の概要等」をご確認ください。

保険の豆知識

介護認定者数の状況 厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)令和2年6月分」より

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	内要介護2以上
931,080	941,712	1,353,993	1,159,540	886,444	827,075	603,117	6,702,961	3,476,176

日本人のおよそ36.1人に1人は要介護2以上となっております。65歳以上に限れば、約10.3人に1人が要介護2以上となります。介護は決して、他人事ではありません。

介護にかかるお金は・・・?

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

一時費用の合計: 平均69万円*1 + 月々の費用: 平均7.8万円 / 介護期間: 平均54.5ヶ月 = 費用総額: 平均約494万円!!

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む



今回の改定内容
制度概要
モデルプラン
死亡保障
医療補償
ケガ補償
所得補償
介護補償
ゴルフアール補償
がん保障
団体抜自動車保険